

# 特別な措置を講じた船舶に対する Notation に関する事項

## 改正規則等

登録規則  
登録規則細則

## 改正事項

特別な措置を講じた船舶に対する Notation に関する事項

## 改正理由

現在、環境への意識が高まる中、船舶においても海洋環境への対策としてバラスト水処理装置の設置や船舶の適正なリサイクルのための有害物質一覧表の備え付け等の取組みが行われている。また、船員の労働環境向上に向け、騒音や振動の低減についても取組みが進められている。これらの取組みは、関連する新規条約の発効を見据えたものも多く、条約発効前に先取りして要件を適用する船舶も増加している。本会においても、条約要件の先取り等に対応すべく関連するガイドラインの整備を進めている。

このような船舶に対して、船級符号への付記(Notation)による識別化の要望が高まっていることから、今般、それら船舶に対し、船級符号にてその適合を付記することができるよう関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 「バラスト水処理装置設置に関するガイドライン」に従って、バラスト水処理装置が設置された船舶に対して、船級符号に「*Ballast Water Treatment System*」(略号 *BWTS*) を付記する旨を規定した。
- (2) 「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」に従って、リサイクルのための有害物質一覧表が備え付けられた船舶に対して、船級符号に「*Inventory of Hazardous Materials*」(略号 *IHM*) を付記する旨を規定した。
- (3) 居住区域等の騒音及び振動において、「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶に対して、船級符号に「*Noise and Vibration Comfort*」(略号 *NVC*) を付記する旨を規定した。
- (4) 機関室機器の振動において、「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶に対して、船級符号に「*Mechanical Vibration Awareness*」(略号 *MVA*) を付記する旨を規定した。